

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 30 日

都道府県労働局労働基準部
健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課電離放射線労働者健康対策室長

電離放射線健康診断結果報告書の提出義務に関する周知について

標記について、別添 1 のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生
主管部（局）あて、別添 2 のとおり、関係団体あて事務連絡を発出しましたの
で、御了知ください。

ついでには、貴局管内の関係団体へ別添 1 事務連絡別添のリーフレットを配布
する等により、関係事業場に対し電離放射線健康診断結果報告書の提出義務を
周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和 3 年 8 月 26 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）において、電離放射線健康診断の実施等、放射線業務従事者の健康管理に係る措置を講じることが事業者には義務付けられています。併せて、電離則第 58 条では、電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務付けられておりますが、一部の病院又は診療所では、電離放射線健康診断結果報告書の提出が徹底されていないことが懸念されます。

このため、別添のリーフレットを配布する等により、貴管下の関係医療機関および関係団体等に対し、当該報告の義務を周知いただきますようご協力をお願いいたします。

また、放射線業務従事者等に係る健康管理の推進を図る観点から、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 30 号）第 30 条の 18 第 2 項及び電離則第 8 条に基づく対象者に係る線量の適切な測定が引き続き重要となりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

電離放射線健康診断結果報告書を 労働基準監督署に必ず提出ください 労働安全衛生法令で規定されています

1 電離放射線健康診断は年2回行ってください

放射線業務（エックス線装置の使用の業務など労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる放射線業務）に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る方に対し、**雇い入れ・配置替えの際とその後6か月以内ごとに1回**、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。（電離放射線障害防止規則第56条）

- ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する方は、作業の場所、内容と期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）
- ② 白血球数と白血球百分率の検査
- ③ 赤血球数の検査と血色素量の両方、またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

※ 雇い入れ・配置替えの際の健康診断では、④の項目は使用する線源の種類等に応じて省略できます。

※ 6か月以内ごとに1回、定期に行う健康診断では、

- ・ 医師が必要でないと認めるときは、②から⑤までの項目の全部または一部を省略できます。
- ・ 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5 mSvを超えず、かつ、健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5 mSvを超えるおそれがない方は、②から⑤までの項目は、医師が必要と認めないときには、行う必要はありません。

2 電離放射線健康診断結果報告書を提出ください

6か月以内ごとに1回の定期の電離放射線健康診断を行ったときは、遅滞なく、**電離放射線健康診断結果報告書（様式第2号）**を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（電離放射線障害防止規則第58条）

（参考）

令和3年4月1日から、電離放射線障害防止規則が改正され、眼の水晶体に受ける等価線量限度は、5年間で**100mSv**かつ1年間で**50mSv**となっています。

改正内容の詳細はこちら⇒



別添2

事 務 連 絡
令和3年8月27日

(別記1) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、事務連絡別添のリーフレットとあわせて、貴傘下関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

別記 1

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
公益社団法人日本助産師会
一般社団法人日本精神科看護協会
公益社団法人日本診療放射線技師会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
日本赤十字社
全国厚生農業協同組合連合会
公益社団法人全国自治体病院協議会
社会福祉法人恩賜財団済生会
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
独立行政法人労働者健康安全機構